各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (中国産ウーロン茶及びその加工品)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号(最終改正:平成25年8月21日付け食安輸発0821第1号)にて通知したところです。

今般、輸入時の検査において、中国産ウーロン茶からインドキサカルブを検出したことから、同通知の別表1の中国の項中、

-			г	T		
l	製品検査の対	条件	検査の項目	試験品採取	検査の方法	検査を受けることを命
	象食品等			の方法		ずる具体的理由
	ウーロン茶及		フィプロニ			基準値(0.002ppm)を
	びその加工品		ル	によるこ		超えるフィプロニルが
	(簡易な加工			と。	4001号「食品に残	検出されるおそれがあ
	に限る。)				留する農薬、飼料	るため。
					添加物又は動物用	
					医薬品の成分であ	
					る物質の試験法に	
					ついて」によるこ	
					と。	

を

製品検査の	対条件	検査の項目	試験品採取	検査の方法	検査を受けることを命
象食品等			の方法		ずる具体的理由
ウーロン茶	及	フィプロニ	別表2の3	平成17年1月24日	基準値 (0.002ppm) を
びその加工	品	ル	によるこ	付け食安発第012	超えるフィプロニル及
(簡易な加)	エ	インドキサ	と。	4001号「食品に残	び基準値 (0.01ppm)
に限る。)		カルブ		留する農薬、飼料	を超えるインドキサカ
				添加物又は動物用	ルブが検出されるおそ
				医薬品の成分であ	れがあるため。
				る物質の試験法に	
				ついて」によるこ	
				と。	

に改めるので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。